

確定申告

2月16日～3月17日



所得税の確定申告は、税金の清算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算といえます。準備はもうお済みですか。期限間近になると大変込み合いますので、申告は早めに済ませましょう。

どんな人が申告するの？

●事業所得や不動産所得などがある方の場合

●平成八年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方。

●サラリーマンの場合

●サラリーマンの所得税は通常、年末調整で清算されています。

るので、申告の必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

①給与の年収が二千万円を超える方。

②給与所得および退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える方。

③給与を二ヶ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の所得の合計が二十万円を超える方。



●パート収入と内職

パート収入は、通常、給与所得になります。また、内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得になります。従って、パートや内職などの年収が百三万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。ただし、百三万円を超えても百四十一万円までは配偶者特別控除を受けることができます。



●贈与税の申告もお忘れなく

平成八年中に贈与を受けた財産の価額の合計額が、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

●死亡した人の確定申告

確定申告をしなければならぬ人が、申告をする前に死亡した場合、その相続人がかわってする確定申告を一般に

準確定申告といえます。

その申告期限は、相続人が死亡の事実を知った日の翌日から四ヶ月を経過した日の前日までで、死亡した人の所轄の税務署に申告書を提出しなければなりません。

お忘れのないようご注意ください。

特別減税って？

平成八年分所得税について、特別減税が実施され、年税額の二五％相当額(最高五万円)が納付すべき所得税額から控除されます。

事業所得や不動産所得などがある人、給与収入が二千万円を超えている人など確定申告をしなければならぬ人は、申告書の記載に当たっては、特別減税額の控除漏れや計算誤りのないように注意してください。

マイホームを持つときは？

住宅ローン等を利用してマイホームの新築や購入、増築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、居住の用に供した年から六年間、住宅取得等特別控除を受けること